

かがわヒノキブランドロゴマーク等使用承認要領

(趣旨)

第1条 この要領は、香川県（以下「県」という。）が作成した香川県産ヒノキのブランドロゴマーク及びブランド名称（以下「ロゴマーク等」という。）について、第三者がロゴマーク等の使用を承認する際の基準等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 ブランドロゴマークとは、別記に記載のシンボルマーク及びロゴタイプを組み合わせたものをいう。

2 ブランド名称とは、かがわヒノキという。

(管理)

第3条 ロゴマーク等の使用承認に係る管理事務は、県環境森林部森林・林業政策課が行う。

(ロゴマーク等に関する権限)

第4条 ロゴマーク等に関する一切の権限は、県に帰属する。

(使用承認に係る基準)

第5条 ロゴマーク等の使用承認に係る基準は、次のいずれかに該当する場合とする。

(1) 香川県産木材認証制度運営協議会が認定した香川県産木材認証機関（以下「認証機関」という。）によって産地認証又は品質認証がなされ、その証明書の発行が行われた香川県産ヒノキ又は、前述の基準を満たす香川県産ヒノキを使用した以下に示す加工製品であること。

- ・ 製材・集成材・チップ等の木質系材料
- ・ 紙、木粉プラスチック等の他素材と組み合わせた合成材料
- ・ 前各号に掲げるものを全部または一部に使用した木製品（建築物含む）、紙製品等

(2) かがわヒノキの普及啓発に関連する物品等であること。

(使用承認の手続)

第6条 ロゴマーク等を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ「かがわヒノキブランドロゴマーク等使用申請書」（様式第1号）に必要な書類を添付して、森林・林業政策課長に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 国、県、県内市町（いずれも他部局を含む。）が使用するとき。
- (2) 学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (4) 県からの依頼を受けて製作する資料や物品等を使用するとき。
- (5) 認証機関が出荷する第5条の規定に該当する製品等を使用するとき。

(6) その他、森林・林業政策課長が特に必要と認めたとき。

2 前項ただし書きにより承認を要しないものに対し、森林・林業政策課長は、ロゴマーク等の使用状況について、報告を求めることができる。

3 森林・林業政策課長は、提出があった申請書等を審査し、第5条の基準に適合し、かつロゴマーク等の信用又はイメージを失墜させるおそれがないと認めるときは、使用を承認し、「かがわヒノキブランドロゴマーク等使用（変更）承認書」（様式第2号）を交付するものとする。

（遵守事項）

第7条 ロゴマークの使用にあたっては、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 第6条第1項に基づき提出した申請書に記載した目的、方法で使用する。

(2) 別記に示す使用方法に従った方法で使用する。

(3) その他、特に付した条件がある場合は、その条件に従って使用する。

（使用承認等の期間）

第8条 ロゴマーク等の使用の期間は、承認の日から3年以内とする。ただし、更新することを妨げない。

（承認内容の変更の申請）

第9条 使用者が使用承認の内容について変更しようとするときは、あらかじめ森林・林業政策課長に「かがわヒノキブランドロゴマーク等使用変更申請書」（様式第3号）を提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認にあたっては、第6条第3項の規定を準用する。

（使用の廃止）

第10条 第6条第3項又は第9条第2項の規定に基づきロゴマーク等の使用承認等を受けた者は、使用承認等の期間中に製品等への使用を中止したとき、又は、第5条の基準に適合しなくなったときは、「かがわヒノキブランドロゴマーク等使用廃止届出書」（様式第4号）を、森林・林業政策課長に提出しなければならない。

（使用料）

第11条 ロゴマーク等の使用料は、無償とする。

（使用承認等の取消し）

第12条 森林・林業政策課長は、ロゴマーク等の使用承認等を受けた者が次のいずれかに該当すると認めたときは、「かがわヒノキブランドロゴマーク等使用差止書」（様式第5号）により使用承認等を取り消し、公表することができる。この場合において、使用承認等を取り消された者は、取消しによって生じたいかなる損失も県に請求できないものとする。

(1) 使用承認等を受けた製品、使用目的、使用方法以外でロゴマーク等を不正に使用したと

き。

- (2) 第5条の基準に適合しなくなったとき。
- (3) 使用承認等の条件に違反したとき。
- (4) 使用承認等を受けた者が法律に違反した行為をしたことが判明し、ロゴマーク等の信用又はイメージを失墜させるおそれがあるとき。
- (5) 正当な理由がなく、前条に規定する報告若しくは調査を拒み、又は指示に従わなかったとき。
- (6) その他ロゴマーク等の使用承認等を行う趣旨に反する行為をしたとき。

(事故、苦情等の処理)

第13条 ロゴマーク等を使用した物、施策、活動等に関する事故・苦情等が発生した場合、使用者が自己の責任の下で必要な措置を講ずるものとする。また、県は、ロゴマーク等の使用により生じた一切の損害について責任を負わないものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。